

今こそ経営革新計画を作成しましょう！

I ものづくり・商業・サービス補助金の申請に有利です

■国の平成28年度第2次補正が8月24日に閣議決定され、「ものづくり・商業・サービス補助金」の事業予算の規模が約1000億円になると、新聞で大きく取り上げられています。

■その際、「経営革新計画の承認」を受けていると、次のような「メリット」があります。

メリット1：補助金審査において**加点**される見込みです（平成27年度補正分から加点がされております）。

メリット2：補助金は「革新的ものづくり」と「商業・サービス開発」に分かれ、「**商業・サービス開発**」で申請する場合は、**経営革新計画と同様の計画※の作成が必要**であり、

申請書がスムーズに記載できます。※付加価値額年率3%及び経常利益年率1%の向上を達成できる3～5か年計画

(つまり、**ものづくり・商業・サービス補助金の申請をするなら、申請前に経営革新計画の承認を受けた方がおトク**です。)

II 固定資産税の節約にも活用できます

■平成28年7月から「**経営力向上計画**」の国の認定制度が始まりました。認定を受けると、取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分になるなど、様々な金融支援を受けることができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

■本業の経営力強化の計画と併せ、新たな事業展開である経営革新計画を作成し、会社の経営計画を一体的に推進してみませんか。

III 経営革新計画承認企業アンケート 平成28年度調査結果

アンケートでは「計画を策定、承認を受けて良かった」と回答した企業は**80.5%**！

(平成24、25、26年度に経営革新計画の承認を受けた548社及び平成27年度に経営革新計画が終了した277社)

従業員一丸となって計画を実行することにより、職員が部門別の利益率向上策を考えるなど、モチベーションが向上しました！



銀行融資が低利で受けられました！

売り上げが増加したよ！

信用力が増し、公的機関と取引できるようになりました！

客観的な視点で事業を見直すことができました！

IV 経営革新計画についてもっと知りたい！

■経営革新計画が承認されると、政府系金融機関による低利融資や福岡県の制度資金、信用保証の特例など、様々な支援策を受けることができます。経営革新計画の作成や承認企業に対する支援策については、県ホームページ「中小企業の経営革新を応援します！」をご覧ください。 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html>

■連絡先

福岡県商工部新事業支援課：092-643-3449

地域中小企業支援協議会（各中小企業振興事務所）

福岡：092-622-1040 北九州：093-588-1071 筑後：0942-33-7288 筑豊：0948-22-3561